

下表に、本件2号炉施設の耐震設計に際して想定すべき「設計地震動」であるとして、被告国側と原告住民側が、それぞれ、主張してきた数値を対比して示しておく。

(編集係)

会計報告 (00.10/1-10/31)		
<u>収入</u>		
ニュース講読料	22,000	
計	22,000	
<u>支出</u>		
ニュース印刷代	23850	
郵送料	8,690	
振替手数料	1,330	
資料代	3,809	
事務用品費	10,437	
計	48,116	
差引	-26,116	
積立金合計	1,755,167	

被告、原告が主張する「想定設計地震動」

地震動の種類	対象地震	想定地震動（最大加速度、ガル）		原告住民側
		被告国側	原告住民側	
	2号炉審査	3号炉審査		
設計地震動 (最強地震動 S 1)	活断層地震	考慮せず	考慮せず	520
	歴史地震	200	221	600
	活断層地震	考慮せず	473*	780
安全余裕検討用地震動 (限界地震動 S 2)	歴史地震	300	採用せず	900

*被告国側が敷地沖合活断層をA級と認知すると、この値をS 1に、またS 2には、この値を1.5倍した値を採用しなければならなくなり、認知した耐震設計は崩壊する。

伊方訴訟ニュース 第328号

2000年12月10日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

「意見書」に国側応答せず "傷口"の拡大を恐れてか？

「訴訟ニュース」前号でお知らせしたように、原告住民側は10月27日に「意見書」を裁判所に提出。結審後に起きた数々の事実によって、原告らの主張の正しさが決定的になった、と指摘した。

これに対して被告国側からは、1ヶ月以上経っても反論の意見書は提出されていない。

「もんじゅ」訴訟では、昨年4月28日に結審となり、年末に判決公判が開かれることになっていた。ところが、昨年9月30日に東海村でJCO事故が発生し、日本の原子力安全規制体制の無能ぶりが露呈した。

恐らく、その影響を受けたためであろう、裁判所は判決言い渡しを本年3月22日まで延期した。

こうした状況の下で原告住民側は、判決予定日の約1ヶ月前に、JCO事故に関する意見書を提出し、被告のひとりである旧動燃が高濃縮ウラン燃料の無理な発注を行ったことが事故を誘発したこと、及び、そうしたことを見逃していた原子力安全委員会を含む安全管理当局の責任を厳しく指摘した。

この意見書に対して被告の旧動燃は、判決の約10日前の3月10日に、「JCO事故は核燃料加工事業所での事故であり、原告らの主張も、証拠に基づかない一方的の主張に過ぎない」と激しく反論。同時に、「判決は、

口頭弁論での主張と証拠調べに基づくもので、これ以外の事実や資料が判決を左右するものではなく、原告側の意見書提出は手続上も不当である」と反論の意見書を提出してきた。

「もんじゅ」訴訟では、出来ないまま終わったが、原告側の意見書に対して、被告の旧動燃が、手続上不当であると主張しながらも、激しく反論してきたことは、本件原告住民側からの意見書を裁判所から送付されたで

判決公判

2000年12月15日 午前10時
松山地裁大法廷

いよいよ、22年有余の苦難の裁判闘争に対する裁判所の判断が下される。

1号炉訴訟では、一審の松山地裁も、控訴審の高松高裁も、裁判官たちは、判決全文だけを読み上げ、背を向けてそそくさと法廷から逃亡した。

今回は、こうした失礼なことを許さず、判決全文を法廷で読み上げよう、原告支援傍聴者が一体となって裁判長に要求し、裁判所の判断をそれぞれがしっかりと受け止めよう。

あろう被告国側の姿勢とは全く違っていた。その違いの原因は、もちろん、不明であるが、被告が「国」であるために、裁判ルールにそぐわない"はしたない行為"を控えたこともあろうが、原告側からの決定的とも言える意見書の内容に対して、反論すればするほど、自らの主張の"傷口"を拡大することを恐れたためではないだろうか。

もし、裁判所もそう感じたのであれば、12月15日の判決は勝訴しかり得ない。

2号炉訴訟

国の主張を追いつめた 住民らの最終準備書面

(その5、最終回)

II 「最終準備書面（二）」

第2章 立地条件に係わる法的事項

本件審査では、被告のいう自然的立地条件の審査に用いた安全審査指針は、「原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定、以下「立地審査指針」という）と、「安全設計審査指針」（1970年4月23日原子力委員会決定）の二つが審査に用いられた。

従って、本件審査において、立地条件審査の妥当性については、右の二つの指針に、本件2号炉の立地条件が違反していないかどうかをみて判断している。

なお、本件許可処分後に、新しく「耐震設計審査指針」が策定された。したがって、最近の知見に基づいて、同指針から見ても、本件審査の誤りが明白であることを指摘し、違法性が重大であることの補強の主張とする。

第3章 伊方沖活断層の評価の誤り

（1）対象地震選定の誤り

①ズサンな海底音波探査調査資料と、それを承知の上ででたらめな判断で、活動度A級で全長70Kmに及ぶ伊方沖活断層を設計地震動の対象としなかった。

②申請者は歴史地震を、根拠の薄い遠近のタイプ分けで分類することで、近くの最大の地震となるはずの「芸予地震」（マグニチュード7.6）と、遠くの巨大地震である「土佐沖、安政地震」とを、それぞれのタイプ内の最大の地震からはずし、最大地震に採用しなかった。

③設計地震動（S1相当）に適用すべき伊方沖活断層の地震動を、活動性の低い活断層が対象となる「安全余裕検討用地震動」（S2相当）に適用する地震動とみなした。

④基準地震動算定の誤り

[A] 「設計地震動」（耐震設計指針のS1地震動に相当）

被告らは「設計地震動」を200ガルとしているが；

（1）伊方沖活断層の活動性を正しく評価すれば、その2.4倍の473ガルになる。
（2）歴史地震も正しく評価すれば、約3倍の600ガルになる。

[B] 「安全余裕検討用地震動」（同、S2地震動に相当）

本件安全審査では、「安全余裕検討用地震動」は、「設計地震動」を1.5倍して求めているので、その方法に従って、「設計地震動」を473ガルとすれば、約700ガルとなり、本件安全審査が採用した300ガルの

2.3倍にもなる。

[C] 歴史地震の地震動の最大を選ぶ最大速度（カイン）で算定しても同じ結果になる。

被告らが、最大の歴史地震とした「伊予宇和島地震」に安全余裕を上乗せして算定したという200ガルは、最大速度にすると9.5カインである。しかし、3号炉審査で、伊方沖活断層が動いた時の最大基盤速度は24.5カインとなっており、9.5カインは3分の1にすぎない。

（2）伊方沖活断層に対する被告の反論に対する「反論」

①本件審査での「主に過去の地震歴の調査に基づいての地震選定」の誤り

本件安全審査では、敷地の地震動算定の際に「歴史地震」だけを対象にした。

しかし、本件処分から1年8ヶ月後に策定された「耐震設計審査指針」では、活断層の調査の必要性が記載されており、被告自身、本件安全審査の「不十分さ」を認めている。

②伊方沖活断層を設計地震動とせず「安全余裕検討用地震動」とした誤り

垣見証人は、本件安全審査では、沖合断層からの地震動を300ガル程度と推定したが、歴史地震から算定した「安全余裕検討用地震動」の範囲内と判断したと証言している。

しかし、そうした判断は、でたらめな海底音波調査図を意図的に推定し、「活断層の活動度は低い」と勝手に判断した結果にすぎない。

③垣見証人、被告は、審査当時に伊方沖活断層の音波探査図では地質最上部は見えない事実を知っていた審査当時に最上部の調査を

るべきであったし、やっていれば、岡村調査と同じ結果が分かっていた。

④申請者の四電が、伊方沖活断層について地震動評価をやっていなかったのに、安全審査会は、それを「不備」とせず、替わりに地震動評価をやって「いいだろう」と判断したが、それは責務放棄にほかならない。

⑤審査会と被告が、伊方沖活断層を「安全余裕検討用地震動」に考慮したとする主張も申請書には証拠がない垣見証人は、活断層由来の地震動を「断層モデル」で計算したと証言した。しかし、そのモデルは「非常に簡単な原始的なもの」だと言い、「計算過程や結果は現在では明らかでない」というふざけたもので、裏付けの証拠も一切ない。

本件審査で使用した金井式も正確でなく、断層からの地震動を評価する正確な式がなかったのだから、断層の無いところに立地を移すべきであった。

⑥被告の最終書面から消えた「最小地震観測結果」を根拠とした主張被告は、「最小地震観測結果」には「面的配列がみられないのと沖合活断層の活動性は低いと判断した」というが、活動性の高い大活断層が確認されたことで、安全審査方法の誤りも証明された。

⑦伊方沖活断層の審査の是非をみる判断基準は「岡村調査の結果」である垣見証人は、「岡村調査」は「精度は高く、調査方法も確か」と証言しながら、一方では、「岡村調査」の活動度評価は「論拠が乏しい」と開き直るひどさである。

⑧伊方沖活断層の音波探査調査の評価は、2号炉だけでなく1号炉、3号炉の全てが「海底最上部の堆積層は動いていない」と

誤ったものだった。

⑨伊方沖断層の2号炉審査の地震動の過小評価と、3号炉調査の地震動を同列に並べて平気な被告垣見証人は、「岡村調査」を突きつけられるまでは「地震のマグニチュードは7程度以下」と証言しておきながら、「岡村調査」判明後は、「私どもも、3号炉では岡村先生が想定した長さ4.6Kmの断層を想定し、マグニチュードも7.6の地震を想定している」と、全く眞面もなく開き直っている。

⑩2号炉で申請者が採用した最大地震動は「200ガル」。それ以上にはなれない垣見証人は、同じ活断層からの地震動を、3号炉では473ガル、2号炉では200ガルと評価していることについて、「見方の違いによるというふうに考えていただきたい」と、開き直るしかない有様である。

⑪地震動の大きさの差、473と200の差は、本件審査で極端に過小に評価した誤りの結果にほかならない。

⑫大きい地震を小さく見せるために、申請者が使ったトリック2号炉安全審査では、設計地震動評価の際に歴史地震だけを対象にしたが、すでにこれまでに指摘してきたように、歴史地震が起きた地域を、根拠のない分類法で、遠、近の二つに分けることで、当然最大地震とすべき地震を除外するというトリックを用いた。

⑬本件申請書の「主な地震」の表には、更に別の重大なトリックが使われている2号炉の申請書には、最大地震となるべき「芸予地震」のマグニチュードを、審査当時の理科年表には「マグニチュード7.6」と記載され

ているのに、何の根拠もなく、こっそりと7.1に引き下げて表に乗せるというトリックも使われている。

第4章 耐震設計に関わる、申請者および審査会の誤り

(A) 鉛直方向の揺れ(上下動)を水平方向の揺れ(水平動)の二分の一で良いとする耐震設計基準を、本件安全審査では採用している。

しかし、阪神大震災地震のような直下地震では、水平動以上の上下動が現れている。

被告は、都合の良いデータだけを選んで「平均的には二分の一以下である」と主張しているが、原発の耐震設計では最悪の場合を考慮するという当然のことをやらずじまいの誤りを犯している。

(B) 本件安全審査では、大地震の際に地盤が繰り返す地震動を受けることを考慮して敷地地盤の健全性を審査するということを全くやっていない。

しかし、アメリカでは、繰り返す地震動を考慮することが義務付けられており、そのことを原告側から尋問された垣見証人は、「記憶にありません」と平気で居直る始末であった。

(C) 垣見証人は94年6月3日時点では「敷地への最大の地震動」は「200ガル」と明確に証言しておきながら、それから3年後には、「最大でも300ガル」と平気で証言を覆すひどさであった。

第5章 劣悪で脆弱な2号炉敷地の地盤

(1) 敷地の至近で、地質年代では最も新しい沖積世に、大地震を繰り返し発生させた

活断層が存在している事実は明らかである。

①四国電力が依頼した調査鑑定者が2号炉建設地点を「不適」と見なし、炉心建設位置を変更し、地盤の改良を勧告していたにもかかわらず、その勧告を全く無視したという犯罪的誤りを犯した。

②2号炉建設地点はダムの基礎地盤なら不適と認めた垣見証人は、「原子炉はダムほど重くない」として、四電が脆弱な基礎地盤の改良を怠ったことを擁護した。

③垣見証人は「敷地の断層は1千万年動いていない」と証言したが、その4年後に敷地から至近距離に、2千年ごとに活動を続けてきた大活断層の存在が明らかになり、証言のでたらめさが明らかになった。

(2) 被告は本件の基礎地盤は堅硬であると主張してきたが、四電が実施した「常時微動観測結果」が、その主張を覆した。

①敷地での「常時微動」を観測した結果には、軟弱地盤特有の長周期微動が卓越している事実が、何と四電が提出した本件申請書の中に記載されていることが判明している。

②本件安全審査であった大崎氏は、その著書の中で、常時微動観測データから卓越する周期の長短を知ることで、地盤が堅硬であるかどうかが分かるとし、「常時微動観測はすばらしい発見」と讃えている。にもかかわらず、本件敷地については、まるで正反対の結論を認めるという犯罪的な行為を行った。

③本件敷地地盤の周期特性を考慮することを無視しておいて、施設と機器類の周期特性のみを見れば良しとして、大地震や南海トラフで発生する巨大地震からの長周期地震動の影響の考慮を耐震審査の前提から排除すという、とてもなく大きな誤りを本件審査は犯している。

④「長周期は脈動で地震動そのものではな

い」として、本件地盤の長周期の卓越周期を無視して切り捨てたが、その主張の証拠と根拠は、27年前の調査者のあいまい極まる見解だけで、その後に主張を補強する証拠を被告は示せないままである。

第6章 JCO臨界事故が明らかにした、本件を含む安全審査体制の誤り

(1) 原子炉安全規制の最高責任者である有馬科学技術庁長官は、JCO事故直後の「中央公論」誌上で、次のように現在の安全審査体制の不備と審査範囲の誤りを認めた。

「原子力は安全だよ、という安全神話に私は批判的だった。」

「安全審査を厳しくし、単に書類だけでなく現場をつぶさに見るなど、審査方法も考えしていく必要がある。」

「今回のような事故だけでなく、高レベル放射性廃棄物をどうするか、といった問題も未解決である。」

(2) 開発と安全審査部門の「分離」は、原子力船「むつ」での事故の教訓として確定されたはずなのに、その後も現実には、分離せずに不備な体制で審査を強行してきた誤りが明らかになった。

(3) 被告は、これまで一貫して原子力施設では大事故は起こらないと主張してきたが、JCO事故によって、その主張は崩壊、「大事故も起こり得る」ことを前提に、原子力災害対策を義務付ける立法の必要性が認められるようになった。

(終わり)